

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

(株) コンノ土木
秋田県能代市二ツ井町切石字大蔵 29- 1

2. 指名停止措置期間

令和4年1月31日から令和4年2月13日まで(2週間)

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

(株) コンノ土木は、令和2年12月21日、秋田県発注の河川改良工事において、1次下請けの労働者が、倒れた土止め用矢板に挟まれ、死亡する事故を起こした。

この事故について、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により同社及び同社の現場代理人が、令和3年10月22日に罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第8号に該当する事実し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヵ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 柏木健悦 電話 018-836-2070